

## 弘前市ごみ分別ガイドブック広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、弘前市ごみ分別ガイドブックに掲載する広告の取り扱いに関し、弘前市有料広告取扱要綱（平成21年4月14日告示。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は別表1のとおりとする。

- 2 広告の掲載枠は表紙を除き、表紙裏、裏表紙及び裏表紙裏を第1号広告換算で3枠分、その他のページは第3号広告換算で最大20枠を上限とし、掲載位置は、最下段とする。ただし、市長が必要であると認める場合はこの限りでない。

### (広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載の申込みは、広告掲載の希望する1事業者（以下「掲載希望者」という。）につき1枠とする。

- 2 掲載希望者は、弘前市ごみ分別ガイドブック広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

### (広告掲載の決定等)

第4条 市長は、広告掲載に係る募集期間終了後、要綱に基づき、広告掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 掲載希望者の件数が募集枠数を超えたときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。
  - (1) 市内に主たる事業所を有するもの
  - (2) 掲載を希望する枠の大きいもの
- 3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選により決定するものとする。
- 4 広告掲載希望者の選定結果は、広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 5 前項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則掲載開始期日から2年間とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

### (その他)

第6条 その他広告掲載に関し疑義が生じたときは、必要に応じて、広告主と市長で協議する。

### 附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	掲載枠	1 枠当たりの大きさ（縦×横）	1 枠当たりの掲載料
第1号	全 枠	267mm 以内×180mm 以内	300,000円
第2号	2分の1枠	131mm 以内×180mm 以内	150,000円
第3号	5分の1枠	50mm 以内×180mm 以内	60,000円
第4号	10分の1枠	50mm 以内× 87mm 以内	30,000円

※全ページカラー（消費税及び地方消費税を含む）。